

## A 傾向と分析、今後の取組に向けて

### 平成30年度「人権教育の推進に関する調査」結果概要

#### 〈調査目的〉

各学校における人権教育の推進にかかる状況を総合的に把握し、今後の人権教育の推進に活かす。

#### 〈調査対象数〉

387校（県内の公立及び私立の全学校）

小学校：202校、中学校：113校、高等学校等（特別支援学校を含む）：72校

※ 小中学校及び中等教育学校の結果については、それぞれの校種（小学校と中学校、中学校と高等学校）として処理しています。

## I 平成30年度における学校等の実態及び教育課題

#### 「実態調査」

- ほとんどの学校で児童生徒の実態等を把握するための調査が実施されている。

※ 平成30年度より、「人権に関する意識調査」にアンケートや児童生徒の感想文等も含まれることとした。

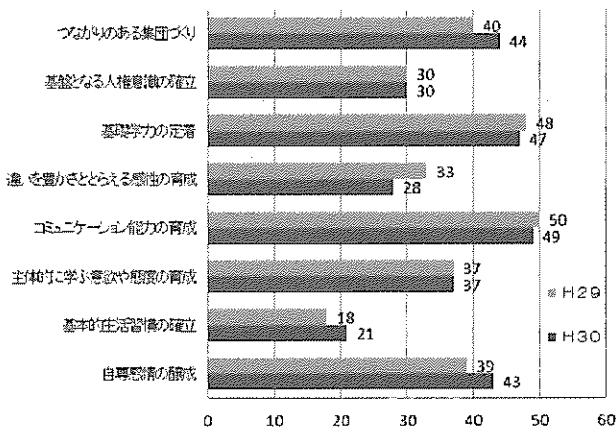
#### 「教育課題」

- すべての校種において、「コミュニケーション能力の育成」、「基礎学力の定着」を教育課題とする学校の割合が高い傾向は、ここ数年変わらない。
- すべての校種において、「自尊感情の醸成」を教育課題とする学校の割合が昨年度に比べ増加している。

小：(H29) 43% → (H30) 47% [△4p]

中：(H29) 37% → (H30) 40% [△3p]

高・特：(H29) 30% → (H30) 35% [△5p]



- 子どもたちの自尊感情を育み、集団づくりを進めることは、学校における人権教育を推進するための成立基盤として捉える必要があります。

#### 【参考となる資料】

- ◎ 主体的に学ぶ意欲や態度の育成のための取組

（[第三次とりまとめ] 指導等の在り方編p.27、「なかもとともに小学校1・2、中学校、高等学校」等）

- ◎ 児童生徒のコミュニケーション能力育成のための取組

（「人権教育の手びき第52、53集」、「なかもとともに小学校1・2、中学校、高等学校」等）

- ◎ 児童生徒の自尊感情の醸成と集団づくり

（「人権教育の手びき第52、53集」p.11～22、「なかもとともに小学校1・2、中学校、高等学校」等）

## II 平成29年度における人権教育の推進について

### 1 取組の具体的な内容について

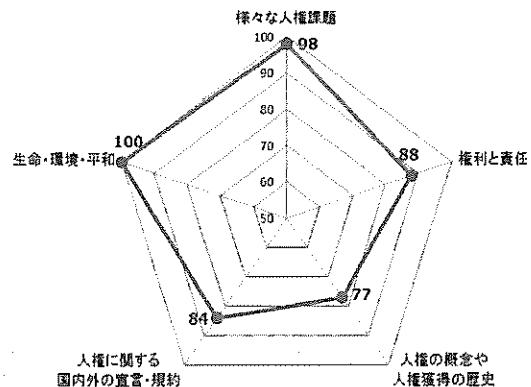
#### 【A 教育を受ける権利の保障を通して】

- 「授業改善（授業展開・教材・教具の工夫など）」「課題を有する児童生徒の把握、共通理解」に関する取組は、ほとんどの学校で行われている。
- すべての校種において、多様な進路を選択する力を育成するために、「職業や労働についての学習（職場見学、ゲストティーチャーとの交流等を含む）」に取り組む学校の割合が高い。
- 「朝（朝の会前含む）・帰りの会での学習」に取り組む学校の割合が減少している。

○ すべての子どもの学びと育ちを保障するために、基礎的・基本的な内容の習得など、個に応じたきめ細かな取組を行ううえで、学習方法や形態などにおいて様々な工夫・改善を試みながら取り組むことが大切です。

#### 【B 人権についての理解を深める教育として】

- 「生命・環境の大切さ（平和の大切さ）」、「様々な人権課題について」に関する学習に取り組む割合に比べ、「人権に関する国内外の宣言や規約（世界人権宣言や日本国憲法など）」、「人権の概念や人権獲得の歴史」、「権利と責任」に関する学習に取り組む割合が低い。



- 様々な人権問題についての学習の実施状況においては、「性的マイノリティ（性同一性障害を含む）」について取り組む学校が増加している。一方で、「同和問題」、「子ども」、「HIV・ハンセン病患者等」について取り組んだ学校の割合が減少している。

性的マイノリティ：(H29) 29% → (H30) 36% [△7p]

同 和 問 題：(H29) 71% → (H30) 68% [▲3p]

子 ど も：(H29) 60% → (H30) 57% [▲3p]

HIV感染者・ハンセン病患者等：(H29) 36% → (H30) 31% [▲5p]

○ 人権感覚や人権意識の高揚を図るためにには、様々な差別問題や人権侵害を克服する課題（個別の視点からのアプローチ）と、基盤となる人権意識を確立する課題（普遍的な視点からのアプローチ）の両者が相まった双方向からの取組を進めることが大切です。

○ 「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年12月施行）においては、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発を行うことは国や地方公共団体の責務であると明記されています。部落差別の解消に向けた取組をより一層充実・具体化していく必要があります。

#### 【参考となる資料】

##### ◎ 普遍と個別のバランスのとれた学習のより一層の工夫

（「人権教育推進プラン」p.6、9、12～13、16～17、「人権教育の手びき第47、49～56集」、「なかまとともに小学校1・2、中学校、高等学校」 等）

##### ◎ 人権教育における部落問題学習の創造

（「人権教育の手びき第55集」p.29～48、「人権教育の手びき第57集」、「人権教育の手びき第59集」p.7～19 等）

- ・ 「なかまとともに」の活用について、活用した割合が小学校（特別支援学校小学部含む）においては昨年度より減少している。中学校・高等学校（特別支援学校中等部・高等部含む）においては概ね増加傾向にある。

○ すべての教育活動を通じて人権教育を進めるにあたり、それぞれの教科・領域のねらいとも重ねた「なかまとともに」の積極的な活用をお願いします。

#### 【参考となる資料】

- ◎ すべての教科・領域を通じた人権教育（個別の人権問題についての学習を含む）の推進  
(「人権教育の手びき第45集」、「人権教育の手びき第50集」p23~34、「人権教育の手びき第55集」p7~14 等)
- ◎ 人権教育学習資料集「なかまとともに」の活用 (「人権教育の手びき第58・59集」)

#### 【C 人権を尊重する主体を育てる教育として】

- ・ 「ワークショップ形式・参加体験型の学習」に取り組む学校の割合が減少している。

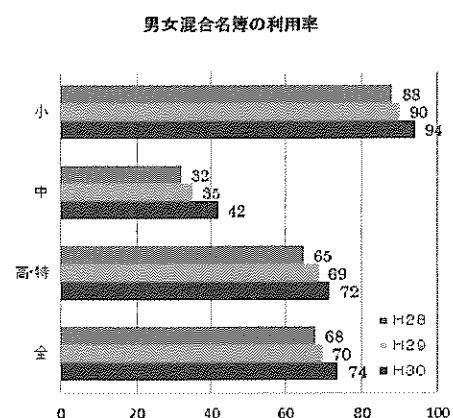
○ 自分の思いや考えを学級やグループの中で伝えたり、自分とは違う考え方を受け止めたりしながら、主体的・協働的に課題を解決する態度や技能を身に付けることは、人権を尊重する主体を育てる教育において重要な取組であり、こうした学びのために「ワークショップ形式・参加体験型の学習」は大変有効であると考えられます。

#### 【D 人権が尊重される教育として】

- ・ 「いじめを発見し、解決するための体制づくり」がすべての学校で実施されている。
- ・ 男女混合名簿を利用している学校の割合が増加している。

○ いじめの発見・解決のための体制整備はもとより、子どもたちが悩みを相談できる体制や、児童虐待の早期発見・対応のための体制等についても、さらに多くの学校で整備されていくことが求められます。

○ すべての子どもたちが安全で安心して学ぶことのできる学校づくりにおいて、教育の場の在り方や雰囲気、教職員の姿勢や言動など、いわゆる「隠れたカリキュラム」の重要性を学校全体で確認しておくことが必要です。



#### 【参考となる資料】

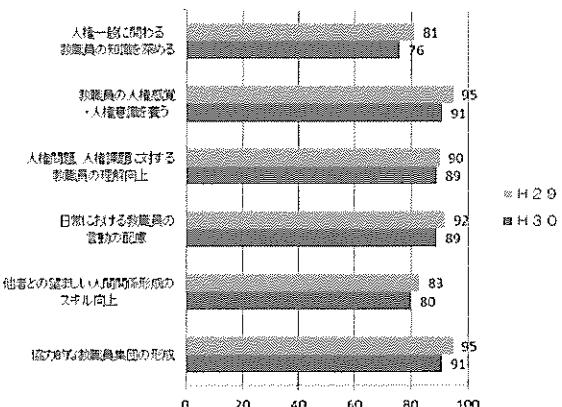
- ◎ いじめ・児童虐待を発見し解決するための体制の確立  
(「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」、「事例から学ぶいじめ対応集」、「教職員のための児童虐待対応の手引」 等)

## 2 学校としての組織的な取組について

### 「人権尊重の視点に立った学校づくりを進める上での重点事項」

- すべての回答において、実施率が昨年度を下回っている。

○ 日頃から子どもたちの様子を出し合い、お互いに連携を図りながら一人一人を見ていく営みを大切にし、「人権尊重の視点に立った学校をつくる」という目標のために、教職員集団が組織として機能し、人権教育の推進をめざすことが重要です。



### 「人権教育推進計画、人権教育年間指導計画において定めている事項」

- 「人権教育推進計画」、「人権教育年間指導計画」において、県の「人権教育の推進についての基本方針」や「人権教育推進プラン」との関係が定められている学校の割合が83%である。
- 「個別的な人権課題への取組に対する目標、計画等」を定めている学校の割合が増加している一方、「家庭・地域・関係機関等との連携または校種間連携に関する目標、計画等」を定めている学校の割合が減少している。

○ 人権教育推進計画、人権教育年間指導計画の策定に当たっては、子どもたちの背景にある家庭や地域の実態を踏まえ、取り組むべき重点課題を明らかにする必要があります。その重点課題に照らして具体的な実践目標を設定し、推進計画を作成することが必要です。また、地域における校種間連携も見通したものとして作成することが大切です。

#### 【参考となる資料】

##### ◎ 「人権教育推進計画」、「人権教育年間指導計画」の充実

（「人権教育推進プラン」p.18～19、「人権教育の手びき第55集」p.7～14、[第三次とりまとめ] 指導等の在り方編p.17～18、実践編p.7～11 等）

### 「体制整備」

- 「主要な方針・計画の企画立案を行う会議等への管理職の参加」、「全体計画・年間指導計画等の見直し・策定への教職員の参加」、「取組の転換・評価への全教職員の参加」の体制が整備されている学校の割合が減少している。

○ 人権教育は、特定の場面において一部の人が行うのではなく、すべての教育活動においてあらゆる人が取り組むことが重要であることを踏まえ、学校においては管理職はもとより、すべての教職員が「人権が尊重される学校づくり」に参画する体制を整備することが重要です。

#### 【参考となる資料】

##### ◎ 人権教育推進のためのさらなる体制整備

（「人権教育推進プラン」p.18、[第三次とりまとめ] 指導等の在り方編p.16～17、実践編p.12 等）

## 「点検・評価」

- ・ 「取組の成果等を測定するための評価観点」を作り、点検・評価を行っている学校が少ない。
- ・ 「教職員相互の授業評価」や「児童生徒自身による人権教育に関する学習についての自己評価」を行っている学校が少ない。

- 点検・評価は、各学校において策定した人権教育推進計画や人権教育年間指導計画に沿って、「人権教育の目標の理解」「取組の進捗状況」「指導の効果」などの視点で設定した具体的な評価観点（項目）をもとに、学校全体の組織的な取組として実施し、次年度における計画の見直しや指導の改善につなげていくことが必要です。
- 子どもたちが自らの学習について自己評価することや、教職員相互で実践の交流・評価を積極的に行なうことは、人権教育に対する意欲・関心、学習の在り方、達成感の状況等を把握する上で有意義であるとともに、今後の指導方法等の工夫改善を進めるためにも、不可欠な取組といえます。

### 【参考となる資料】

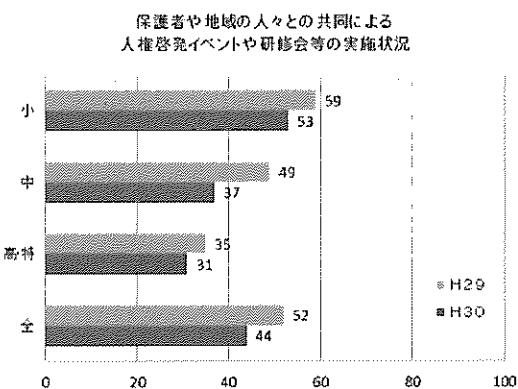
#### ◎ 点検・評価の充実

（「人権教育の手びき第55集」p15～20、[第三次とりまとめ] 指導等の在り方編p.18～19、実践編p.12～15 等）

## 3 人権教育推進上の連携及び活動の状況

- ・ 家庭、地域との連携において、「保護者や地域の人々との共同による人権啓発イベントや研修会等」を実施している学校の割合が大幅に減少している。

- 家庭・地域との連携においては、PTAの組織等を有効に活用しながら、子どもと保護者・地域住民等が一緒になって活動することを通して、これらの人々の間に人権尊重の意識がより一層広まるような取組を工夫することが必要です。



### 【参考となる資料】

#### ◎ 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

（「人権教育推進プラン」p.23～24、「人権教育の手びき第50集」p20～21、[第三次とりまとめ] 指導等の在り方編p.19～21、実践編p.16～26 等）

※ 学校や市町村が実施した「地域と共にある学校づくり」の研修会や取組等の様子の紹介

（奈良県教育委員会事務局人権・地域教育課地域教育係 <http://www.pref.nara.jp/6188.htm>）

## III 平成29年度に実施した特徴的な取組について

### 「研修の内容」

- ・ 「同和問題」、「性的マイノリティ」に関する研修を行う学校の割合が増加傾向にある。  
同 和 問 題 : (H28) 43% → (H29) 44% [△1p] → (H30) 47% [△3p]  
性的マイノリティ : (H28) 20% → (H29) 29% [△9p] → (H30) 31% [△2p]
- ・ 「人権教育の教材に関する内容」の研修を行う学校の割合が減少している。

## 「校内研修の方法」

- ・ 実習・演習型や参加体験型の研修を行う学校の割合が減少している。特に、「ロールプレイング、ワークショップ等の参加体験型」の研修を行う学校の割合が低い。

- 「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定にともない、「同和問題」に関する教職員の意識がより一層高っています。その気運を今後の取組に生かしていく必要があります。
- 教職員が人権教育を推進するための確かな知識・技能を習得するためには、「何を」「何のために」「どのように」学ばせるかといった具体的な実践に結びつく研修（教材研究）が大切です。
- 研修方法については、座学による研修にとどまることなく、参加体験型の手法（討論会、ロールプレイング、フィールドワーク等）を積極的に取り入れるなど、教職員が意欲的、主体的に指導に当たれるようになるよう、創意工夫が必要です。

## 「人権教育指導資料集『人権教育の手びき』の活用」

- ・ 全体研修や学年・部会別研修で活用している学校の割合が低い。

- 日頃の取組の中から見えてくる様々な課題の解決のために、人権教育の具体的な推進の方策をテーマ別にまとめた「人権教育の手びき」を活用することは効果的であると考えます。

### 【参考となる資料】

- 教職員研修の充実  
(「人権教育推進プラン」p22~23、[第三次とりまとめ] 指導等の在り方編p.41~44、実践編p.78~91 等)

### ～すべての教育活動を通じて人権教育を～

児童生徒や地域の実態に即して、「人権教育の推進についての基本方針」、「人権教育推進プラン」を位置付けた人権教育推進計画（学校教育計画）を策定し、取組を進めていただきますよう、お願いします。

## B データ編

### 平成30年度「人権教育の推進に関する調査」結果概要

#### I 平成30年度における学校等の実態及び教育課題

質問項目ごとに各校種で最も高い割合だった箇所を**太字**で、「A 傾向と分析、今後の取組に向けて」で解説しているおもな箇所を■で示しています。

##### ・実態調査の有無

実施している学校

[%]

	小学校	中学校	高校等	県全体
H30	97	100	96	98
H29	95	96	97	96
H28	96	98	97	97
H27	96	96	99	96
〈主な調査内容〉	生活実態調査 学習に関する調査 人権に関する意識調査	83% (H29:77%・H28:80%・H27:75%) 88% (H29:86%・H28:83%・H27:83%) 72% (H29:44%・H28:46%・H27:52%)		

##### ・教育課題（選択肢から3つ以内で回答）

[%]

教育課題は何ですか		小学校	中学校	高校等	H30県	H29県	H28県	H27県
ア	つながりのある集団づくり	①50	③46	24	③44	③40	③44	③44
イ	基盤となる人権意識の確立	31	32	24	30	30	31	34
ウ	基礎学力の定着	46	①50	②49	②47	②48	②49	①51
エ	違いを豊かさとしてとらえる感性の育成	33	25	21	28	33	31	30
オ	コミュニケーション能力の育成	②48	②47	①54	①49	①50	①50	②50
カ	主体的に学ぶ意欲や態度の育成	30	42	③47	37	37	35	35
キ	基本的生活習慣の確立	15	18	43	21	18	21	22
ク	自尊感情の醸成	③47	40	35	43	39	39	32
ケ	その他	0	2	0	1	1	1	0

#### II 平成29年度における人権教育の推進について

##### 1 取組の具体的な内容について

###### 【A 教育を受ける権利の保障を通して】

[%]

基礎学力を定着させる取組		小学校	中学校	高校等	H30県	H29県	H28県	H27県
ア	授業改善（授業展開・教材・教具の工夫など）	99	100	100	99	98	99	98
イ	授業形態の工夫（少人数指導、T・T、個別学習、班学習など）	97	99	93	97	96	97	97
ウ	朝の会、終わりの会での学習（朝の会前の学習を含む）	86	77	70	80	83	82	82
エ	特設の時間を設けての学習指導（放課後や長期休業中の補充学習など）	68	97	86	80	81	81	81
オ	テスト前の補充学習（学力補充講座、質問教室など）	18	96	83	53	53	52	51
カ	課題を有する児童生徒の把握、共通理解	100	98	99	99	99	99	99
キ	家庭訪問による指導	68	74	66	70	71	68	70
ク	読書タイムの設定	95	83	56	84	83	86	84
ケ	関係機関との連携	89	78	75	83	81	80	81
コ	その他	4	10	6	6	6	4	5
多様な進路を選択する力の育成		小学校	中学校	高校等	H30県	H29県	H28県	H27県
ア	職業や労働についての学習（職場見学、ゲストティーチャーとの交流等を含む）	88	95	90	90	91	92	91
イ	職業（職場）体験学習	16	93	66	48	48	50	47
ウ	上級学校の見学（学校説明会や授業体験等を含む）	76	95	89	84	85	84	83
エ	その他	1	8	13	5	6	4	4

【B 人権についての理解を深める教育として】

[%]

学習した内容		小学校	中学校	高校等	H30県	H29県	H28県	H27県
ア	生命・環境の大切さ（平和の大切さ）	100	100	99	100	99	98	98
イ	人権に関する国内外の宣言や規約 (世界人権宣言や日本国憲法など)	85	84	79	84	86	83	84
ウ	人権の概念や人権獲得の歴史	72	85	80	77	81	79	79
エ	権利と責任	88	88	90	88	84	83	87
オ	様々な人権問題について	99	100	92	98	95	96	96
	・同和問題	67	68	70	68	71	72	75
	・女性	58	44	68	56	58	60	60
	・子ども	64	52	42	57	60	59	58
	・高齢者	74	65	52	67	66	62	66
	・障害者	95	95	83	93	93	94	95
	・外国人	75	70	75	74	76	75	77
	・HIV感染者・ハンセン病患者等	33	32	25	31	36	37	38
	・アイヌの人々	33	25	20	28	31	31	35
	・インターネットによる人権侵害	86	90	85	87	86	84	79
	・性的マイナリティ（性同一性障害者を含む）	31	34	54	36	29	22	13
	・北朝鮮当局によって拉致された被害者等	6	9	8	7	6	7	7
	・その他	1	2	4	2	3	2	2
カ	その他	0	3	1	1	2	2	3

[%]

人権教育学習資料集「なかまとともに」の活用		H30県	H29県	H28県
小学校	1年	82	90	86
	2年	84	94	84
	3年	80	87	81
	4年	83	89	82
	5年	81	88	79
	6年	80	87	82
中学校	1年	45	46	43
	2年	48	46	42
	3年	43	39	33
高等学校	1年	55	46	
	2年	45	38	
	3年	37	42	
	4年	57	28	
				特別支援学校小学部・中学部 ・高等部はそれぞれ小学校・ 中学校・高等学校で計算。

【C 人権を尊重する主体を育てる教育として】

[%]

豊かな感性・自尊感情を育む取組		小学校	中学校	高校等	H30県	H29県	H28県	H27県
ア	自然とふれあう体験活動（飼育、栽培活動等を含む）	99	85	70	89	89	89	89
イ	人や物とふれあう体験活動（社会見学、職業（職場）体験、福祉体験、ゲストティーチャーとの交流等を含む）	98	100	96	98	98	98	97
ウ	学校行事、児童会・生徒会活動等	99	99	97	99	99	98	99
エ	ワークショップ形式・参加体験型の学習	77	63	75	72	75	74	74
オ	読み物教材	96	86	66	88	87	88	88
カ	日記、班ノート、生活つづり方等	96	70	41	78	80	81	81
キ	地域の人との交流	93	77	77	85	88	87	82
ク	その他	2	2	1	2	2	3	2

[%]

豊かな人間関係づくり		小学校	中学校	高校等	H30県	H29県	H28県	H27県
ア	コミュニケーション能力等の育成をめざした学習	93	91	90	92	93	91	92
イ	異年齢集団活動	97	78	77	88	90	89	89
ウ	日々の班活動、学級活動	98	97	83	95	96	95	96
エ	学校行事、児童会・生徒会活動等	99	100	96	98	99	99	99
オ	読み物教材	96	83	63	86	85	84	86
カ	日記、班ノート、生活つづり方等	96	72	44	79	80	80	83
キ	地域の人との交流	94	79	82	87	89	89	89
ク	ワークショップ形式・参加体験型の学習	73	57	70	68	71	72	71
ケ	話合い活動の充実	92	84	69	86	87	84	87
コ	その他	2	2	1	2	2	2	2

## 【D 人権が尊重される教育として】

[%]

実施した取組		小学校	中学校	高校等	H30県	H29県	H28県	H27県
ア	保健・衛生面の配慮	97	95	96	96	95	95	94
イ	日常的な安全管理や安全指導	99	97	97	98	99	98	99
ウ	子どもたちが悩みを相談できる体制づくり	93	100	97	96	94	93	93
エ	保護者に対する教育相談の実施	94	91	90	92	91	89	90
オ	児童虐待に対応するための体制づくり	85	74	58	77	79	78	77
カ	いじめを発見し、解決するための体制づくり	100	100	100	100	100	99	98
キ	掲示物（児童・生徒の作品等を含む）の工夫	95	89	80	90	90	91	92
ク	子どもたちの発表の場や発信の機会の確保	95	93	89	93	94	95	94
ケ	子どもたちの企画や意見の学校行事等への反映	92	95	94	93	91	92	92
コ	男女混合名簿の利用	94	42	72	74	70	68	
サ	その他	2	1	1	2	1	1	3

## 2 学校としての組織的な取組について

## ・人権尊重の視点に立った学校づくりを進める上で力を入れた事項

[%]

		小学校	中学校	高校等	H30県	H29県	H28県	H27県
ア	人権一般に関わる教職員の知識を深める	76	76	77	76	81	77	77
イ	教職員の人権感覚・人権意識を養う	93	89	92	91	95	94	91
ウ	人権問題、人権課題に対する教職員の理解の向上	90	85	90	89	90	89	89
エ	日常における教職員の言動等に配慮すること	89	88	92	89	92	90	89
オ	他者との望ましい人間関係を形成するためのスキルを高めること	83	79	75	80	83	82	80
カ	協力的な教職員集団をつくること	94	88	92	91	95	93	92
キ	その他	1	1	1	1	1	1	3

・推進計画や年間指導計画の中で定めている事項 [%]

		小学校	中学校	高校等	H30県	H29県	H28県	H27県
ア	県の「人権教育の推進についての基本方針」や「人権教育推進プラン」との関係	87	82	75	83	83	84	84
イ	学校の教育活動全体の目標等との関係	98	96	97	97	98	96	97
ウ	人権教育に関する各学年の目標、計画等	96	97	96	96	96	97	97
エ	人権教育に関する各教科等の目標、計画等	59	53	32	52	53	53	53
オ	人権教育にかかる教科外の活動に関する目標、計画等	73	78	83	77	77	76	77
カ	個別的な人権課題への取組に関する目標、計画等	61	63	58	61	58	59	60
キ	交流活動や体験活動、課題探究型の学習活動などの実施に関する目標、計画等	70	68	73	70	70	68	72
ク	家庭・地域・関係機関等との連携または校種間の連携に関する目標、計画等	73	67	62	69	74	70	71
ケ	人権週間をはじめとした週間・月間、記念日等に行う取組の計画等	74	47	51	62	62	62	61
コ	教職員研修に関する目標、計画等	84	79	89	84	85	82	85
サ	その他	0	0	0	0	1	1	1

・体制整備 [%]

		小学校	中学校	高校等	H30県	H29県	公立小	公立中	公立高	全体
ア	主要な方針・計画の企画立案を行う組織または会議等に管理職が参加している	87	82	90	86	90	58	55	50	55
イ	主要な方針・計画についての決定は、校長が責任を持って行っている	97	95	96	96	97	79	73	63	75
ウ	人権教育推進担当者を置いている	97	96	97	97	97	83	79	66	79
エ	複数教職員が参加する校務分掌組織を置いている	91	91	97	92	94	43	47	52	45
オ	教職員が、全体計画・年間指導計画等の見直し・策定に参加する体制が執られている	95	83	77	88	91	65	49	30	55
カ	すべての教職員が、取組の点検・評価に参加する体制が執られている	93	80	85	87	91	65	54	34	57
キ	教職員間で実践の交流・評価が行われている	89	77	73	82	83	53	47	27	47
ク	保護者や地域住民からの意見聴取等を行う組織体制が整備されている	73	57	65	67	67	38	30	30	35
ケ	その他	1	0	0	1	1	2	1	1	2

・点検・評価の取組 [%]

		小学校	中学校	高校等	H30県	H29県	公立小	公立中	公立高	全体
ア	各学期・年度ごとに、“振り返り”的な情報交換・討議等を行っている。	95	90	90	93	95	68	59	44	61
イ	“振り返り”的な客観的データの収集・整理等を行っている。	75	65	76	72	71	41	35	31	38
ウ	取組の成果等を測定するための評価観点を作り、評価を行っている。	42	26	51	39	40	15	10	16	14
エ	取組の成果に関する評価を踏まえ、年度等ごとに目標、計画等の見直しを行っている。	92	83	92	89	91	70	68	60	68
オ	その他	0	0	0	0	1				

・点検・評価の手段

		[%]					文部科学省 (H24)			
		小学校	中学校	高校等	H30県	H29県	公立小	公立中	公立高	全体
ア	教職員に対するアンケート	78	76	58	73	71	74	72	52	71
イ	教職員相互の授業評価	54	46	41	49	51	32	29	16	29
ウ	児童生徒に対するアンケート	72	71	72	72	73	71	65	64	67
エ	児童生徒自身による人権教育に関する学習についての自己評価	55	43	42	49	51	28	29	20	27
オ	保護者等に対するアンケート	78	63	46	68	64	62	58	39	57
カ	PTAの会合等の機会を通じた保護者等からの意見聴取	73	59	58	66	66	38	33	24	35
キ	学校評議員等からの意見聴取	83	68	69	76	79	62	51	46	56
ク	その他	1	2	3	2	2	3	3	5	4

3 人権教育推進上の連携及び活動の状況

・校園種間の連携

		[%]					文部科学省 (H24)			
		小学校	中学校	高校等	H30県	H29県	公立小	公立中	公立高	全体
ア	連絡会（情報交換会等）	95	96	56	88	88	48	46	21	43
イ	複数校種を通じた一貫性のあるカリキュラムの整備のための共同研究等	38	53	10	37	37	16	19	5	15
ウ	異なる校種の学校と連携した授業公開・授業研究・合同研修会等	78	81	27	70	70	49	55	21	46
エ	異なる校種の学校と連携した児童生徒の異年齢交流の取組	78	56	35	64	65	51	40	25	45
オ	特別支援学校と小・中・高校等とが連携した児童生徒の交流活動	54	41	39	47	45	28	16	20	25
カ	都市町村研究会での実践交流	83	77	23	70	73				
キ	その他	1	0	0	1	2	2	2	5	2

・家庭、地域との連携

		[%]					文部科学省 (H24)			
		小学校	中学校	高校等	H30県	H29県	公立小	公立中	公立高	全体
ア	地域の人材を活用した人権教育の授業、校内研修	55	47	42	51	51	40	42	39	40
イ	児童生徒が地域の人々から話を聞いたり、学習成果を発表したりする取組	71	40	25	53	53	46	32	16	38
ウ	児童生徒の人権啓発の作文、ポスター等の発表・展示	84	89	72	83	81	56	60	17	51
エ	HP、学校だより、PTAの広報誌等を通じた情報発信	87	83	75	84	87	59	59	36	55
オ	保護者との懇談会、地域との協議会等において、学校の取組の説明・意見交換	82	56	44	67	70	52	44	30	47
カ	保護者や地域の人々との共同による、人権啓発イベントや研修会等の実施	53	37	31	44	52	28	22	14	24
キ	保護者・地域と協働で児童生徒を育てる取組(学校・地域パートナーシップ事業など)	81	69	32	68	67				
ク	その他	1	0	0	1	1	4	4	3	4

・関係機関等との連携

[%]

文部科学省 (H24)

		小学校	中学校	高校等	H30県	H29県	公立小	公立中	公立高	全体
ア	関係機関等の人材を活用した人権教育の授業、校内研修等の実施	65	57	77	65	68	49	44	49	48
イ	児童生徒が調べ学習の際、関係機関に取材したり、成果を送ったりする取組	25	12	10	18	18	12	10	3	11
ウ	児童生徒が各種施設を訪問して、様々な人々と交流したり、ボランティア活動を実施したりする取組	52	68	72	61	64	68	71	57	66
エ	調査・分析や指導方法等の改善、教材開発等に当たり、関係機関等から助言を得ること	30	33	20	29	29	12	9	7	11
オ	その他	1	1	3	1	1	4	3	4	4

III 平成29年度に実施した特徴的な取組について

・研修の内容

[%]

文部科学省 (H24)

		小学校	中学校	高校等	H30県	H29県	公立小	公立中	公立高	全体
ア	児童生徒の意識、抱える問題などに関する内容	91	92	82	89	87	62	65	70	64
イ	児童生徒との対話・対応スキルに関する内容	61	57	41	56	54	47	40	36	44
ウ	人間関係づくり、集団づくりに関する内容	83	74	61	76	76	85	82	57	80
エ	さまざまな人権課題に関する内容	69	67	85	71	72	15	20	36	19
	・同和問題	44	43	61	47	44				
	・女性	19	17	30	20	20				
	・子ども	33	27	18	29	27				
	・高齢者	23	35	28	27	27				
	・障害者	55	57	66	58	59				
	・外国人	33	32	46	35	37				
	・HIV感染者・ハンセン病患者等	8	14	6	10	11				
	・アイヌの人々	4	6	6	5	6				
	・インターネットによる人権侵害	39	54	65	48	46				
	・性的マイノリティ(性同一性障害者を含む)	23	29	56	31	29				
	・北朝鮮当局によって拉致された被害者等	2	2	4	3	2				
	・その他	2	0	3	2	3				
オ	人権教育の教材に関する内容	65	55	56	60	64	14	15	14	14
カ	授業等で使える学習プログラム等に関する内容	46	39	38	42	43	25	23	14	23
キ	人権教育の指導技術に関する内容	36	37	31	35	36	13	18	16	15
ク	家庭・地域への情報発信、家庭・地域との意見交流等に関する内容	39	30	32	35	34	17	15	17	16
ケ	関係機関との連携方策に関する内容	23	33	27	27	29	3	4	10	4
コ	その他	1	2	0	1	1				

・校内研修の方法

[%]

文部科学省 (H24)

	小学校	中学校	高校等	H30県	H29県	公立小	公立中	公立高	全体
ア すべての教職員が参加する全体研修	<b>9 6</b>	<b>9 0</b>	<b>9 2</b>	<b>9 3</b>	<b>9 4</b>	<b>8 8</b>	<b>8 3</b>	<b>7 4</b>	<b>8 4</b>
イ 学年、分掌、教科などのグループ別による研修	6 7	6 5	7 0	6 7	6 8	1 8	3 5	3 1	2 5
ウ 教職員相互による授業評価	4 1	4 7	2 7	4 0	3 8	2 5	2 4	1 6	2 4
エ 外部講師の講義を聴く等、講習型の研修	7 1	7 0	7 7	7 2	7 5	4 0	3 8	5 9	4 2
オ 授業研究、指導案・教材の作成など実習・演習型の研修（公開授業を含む）	4 6	5 2	3 4	4 5	5 0	3 0	2 5	1 0	2 6
カ ロールプレイング、ワークショップ等の参加体験型の研修	2 4	2 3	2 7	2 4	2 7	2 3	1 6	1 5	2 0
キ フィールドワーク、施設訪問、交流等による研修	5 2	3 7	2 8	4 4	4 4	1 1	9	1 2	1 1
ク その他	1	0	0	1	1				

※ P10～13の文部科学省 (H24) の表は、「平成24年度人権教育の推進に関する取組状況調査」の結果をまとめたものです。

〈平成24年度人権教育の推進に関する取組状況調査〉

趣旨： 今後の人権教育の一層の推進に活用するため、平成24年度時点での取組状況を把握する。

調査対象： 1,872 公立学校（全国の市区町村立小・中学校並びに都道府県立高等学校及び特別支援学校のうちから、各都道府県ごと・学校種ごとに無作為抽出。抽出率は5%。）

・人権教育指導資料集「人権教育の手びき」の活用

[%]

	小学校	中学校	高校等	H30県	H29県	H28県
ア 全体研修で活用	9	13	8	1 0	1 3	1 2
イ 学年・部会別研修で活用	3 0	2 1	2 1	2 6	2 6	2 3
ウ 個人研修で活用	<b>8 5</b>	<b>8 4</b>	<b>7 6</b>	<b>8 3</b>	<b>8 7</b>	<b>8 4</b>
エ 活用していない	7	6	1 8	9	9	9